

ご存知ですか？

国民年金保険には免除制度があります

国民年金保険料を未納のままに放置すると、将来の老齢年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなったりする場合があります。経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除される「保険料免除申請」を行ってください。（任意加入被保険者は除きます。）

所得額だけでなく、失業・生活扶助等が免除該当要件となる場合もあります。

【申請手続き】

保険料免除の申請は、原則として毎年度手続きが必要です。

- 平成 26 年度分（平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までの分）の免除を希望する人
⇒7 月 1 日以降に役場に申請してください。

※過去期間は、申請が受理された月から 2 年 1 ヶ月前までさかのぼることができます。

【申請に必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 本人確認書類（免許証、保険証、年金手帳など）
- ③ 平成 26 年度の所得証明
(平成 26 年度分を申請する人で、平成 26 年 1 月 1 日以降に桂川町に転入した人のみ)

※過去期間の場合、申請する年度の所得証明が必要です。
(申請する年度の 1 月 1 日以降に桂川町に転入した人のみ)

※ 失業などにより次の証明を持っている人は、一緒に提出してください。

- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者離職票
- 離職者支援資金の貸付決定通知書
- 上記に準ずる公的機関の証明

◆ 免除制度は、「納めなくて大丈夫」ということではありません！

免除制度は、決して「納めなくて大丈夫」ということではなく、将来もらえる年金額は減ってしまいます。免除を受けた期間は、10 年以内ならさかのぼって納めることができますので、支払える状況になれば納めることをお勧めします（ただし、2 年度過ぎると当時の保険料に加算額がつきます）。

さかのぼって納付（追納）を希望する人は、直方年金事務所にご連絡ください。

問合せ先 住民課 住民年金係 ☎65・3301

直方年金事務所 ☎0949・22・0905

